

仮称越谷広域斎場整備等事業

条件規定書

平成15年4月

越谷市

## 【 目 次 】

第1章 用語の定義 .....	1
第1条 (定義) .....	1
第2章 総則 .....	3
第2条 (総則) .....	3
第3条 (本件施設の設計、施工等) .....	3
第4条 (本件施設の運営及び維持管理) .....	3
第5条 (本件施設の安全管理) .....	3
第6条 (資金調達) .....	3
第7条 (許認可、届出等) .....	4
第8条 (甲が行う備品の搬入等) .....	4
第9条 (本契約の変更) .....	4
第3章 設計及び施工 .....	4
第10条 (総則) .....	4
第11条 (スケジュール) .....	4
第12条 (本件土地の使用) .....	4
第13条 (本件工事に伴う設計及び各種調査) .....	5
第14条 (土地の瑕疵担保責任) .....	5
第15条 (本件施設の設計) .....	5
第16条 (本件施設の設計の第三者への委託) .....	5
第17条 (設計の確認) .....	6
第18条 (設計の変更) .....	6
第19条 (サービスの対価の変更) .....	7
第20条 (本件工事) .....	7
第21条 (保険) .....	7
第22条 (工事監理者) .....	8
第23条 (工期の変更) .....	8
第24条 (説明要求及び立会い) .....	9
第25条 (本件工事の第三者への請負) .....	9
第26条 (工事の中止) .....	9
第27条 (第三者に及ぼした損害) .....	10
第28条 (本件工事に伴う近隣対策等) .....	10
第29条 (不可抗力による損害) .....	10
第30条 (完成検査及び引渡検査) .....	10
第31条 (本件施設の運営及び維持管理体制の確認) .....	11

第32条（引渡後の排ガス等検査）	11
第33条（異常時の対応）	12
第34条（異常時に生じる費用の負担）	13
第35条（瑕疵担保）	13
第36条（本件施設の開場日）	13
第37条（所有権の取得）	13
第4章 運営及び維持管理	14
第38条（総則）	14
第39条（運営及び維持管理の第三者への委託）	14
第40条（運営維持管理年間計画書の作成）	14
第41条（モニタリング）	15
第42条（排ガス等検査）	15
第43条（異常値の対応）	15
第44条（施設の修繕）	15
第45条（第三者に及ぼした損害）	16
第46条（乙の責任）	16
第47条（保険）	16
第48条（本件施設の運営に関する内容の変更）	17
第5章 サービス提供に対する対価の支払い	17
第49条（施設整備に係る対価の支払い）	17
第50条（運営及び維持管理に係る対価の支払い）	17
第6章 契約期間及び契約の終了	17
第51条（契約期間）	17
第52条（乙の責めによる本契約の終了）	17
第53条（甲の責めによる本契約の終了）	19
第54条（本契約終了に際しての処置）	19
第7章 法令変更及び不可抗力	20
第55条（法令変更）	20
第56条（不可抗力）	20
第8章 保険	21
第57条（保険加入義務）	21
第9章 租税	21
第58条（租税）	21
第10章 その他	21
第59条（契約上の地位の譲渡）	21
第60条（乙の兼業禁止）	21

第61条（著作権等）	21
第62条（著作権等の譲渡禁止）	22
第63条（著作権の侵害の防止）	22
第64条（工業所有権）	22
第65条（出資者による保証）	22
第66条（銀行団との協議）	22
第67条（乙に対する制約）	23
第68条（財務書類の提出）	23
第69条（協議）	23
第70条（秘密保持）	23
第71条（準拠法）	23
第72条（管轄裁判所）	23
第73条（雑則）	23
第74条（定めのない事項）	23
別紙1 引渡検査	25
別紙2 排ガス等の検査に係る計測項目等	27
別紙3 不可抗力及び法令変更による費用分担規定	29
別紙4 サービスの提供に対する対価の算出方法	30
別紙5 モニタリング方法	33
別紙6 出資者保証書	36
別紙7 業務報告書の概要	37
別紙8 保証書の様式	38
別紙9 乙が運営期間中に付保する保険	41

本条件規定書は仮称越谷広域斎場整備等事業（以下「本事業」という。）に関して発注者たる越谷市（以下「甲」という。）と選定事業者（以下「乙」という。）が締結する、仮称越谷広域斎場（以下「本件施設」という。）に関する設計、施工、所有権の移転、運営及び維持管理に関する契約（以下「本契約」という。）の主要な条件を規定したものである。

甲は、この条件規定書に基づいて乙と本契約を締結するものであり、応募者においては、この条件規定書に示された各種条件は変更しないものとして留意すること。

## 第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「運営期間」とは、開場日から平成38年3月31日までの運営及び維持管理業務の実施期間をいう。
- （2）「開場準備期間」とは、本件施設の甲への引渡日から供用開始日までの維持管理業務の実施期間をいう。
- （3）「運営業務」とは、本件施設の運営に関する以下の業務をいう。
  - ア 炉室（火葬炉運転）業務
  - イ 利用者受付業務
  - ウ 告別業務
  - エ 炉前業務
  - オ 収骨業務
  - カ 売店及び食堂業務
  - キ 葬祭場運営業務
  - ク 動物炉運営業務
  - ケ 料金徴収代行業務
  - コ その他事務支援業務
- （4）「維持管理業務」とは本件施設の維持管理に関する以下の業務をいう。
  - ア 建物保守管理業務
  - イ 建物設備保守管理業務
  - ウ 外構維持管理業務
  - エ 清掃業務
  - オ 環境衛生管理業務
  - カ 残骨灰及び集じん灰の管理業務
  - キ 警備業務
  - ク 火葬炉保守管理業務
  - ケ 予約受付システム保守管理業務

- (5)「運営維持管理計画書」とは、運営維持管理長期計画書及び運営維持管理年間計画書の総称をいう。
- (6)「運営維持管理長期計画書」とは、運営期間中の本件施設に係る運営及び維持管理業務の各業務区分の実施計画が記載される書面をいう。
- (7)「運営維持管理年間計画書」とは、1事業年度における、本件施設の運営及び維持管理の人員配置、各業務の責任者、連絡体制、修繕計画等を定めたものをいう。
- (8)「開場日」とは、本件施設の供用を開始した日をいう。
- (9)「開場予定日」とは、平成17年8月1日をいう。
- (10)「引渡図書」とは、乙が本施設の施工完了後甲に提出する図書（配置図、平面図、立面図、断面図、設備図、構造図、検査書等）をいう。
- (11)「完成検査」とは、乙による本件施設の完成を検査する手続きをいう。
- (12)「引渡検査」とは、甲による本件施設の引渡しを検査する手続きをいう。
- (13)「業務報告書」とは、本契約に従い乙が提出する施設運営報告書、設備機器運転管理業務報告書、清掃管理業務報告書、保安業務報告書及び修繕業務報告書等をいう。
- (14)「銀行営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に定められた日本において銀行の休日以外の日で、かつ東京インターバンクマーケットがオープンしている日をいう。
- (15)「建設期間」とは、本契約の締結日から本件施設の甲への引渡日の前日までの期間をいう。
- (16)「構成企業」とは、乙に出資する各企業をいう。
- (17)「工事記録」とは、本件施設の施工に関する記録をいう。
- (18)「サービスの対価」とは、本契約に基づく乙のサービス提供に対し、甲が支払う対価をいう。
- (19)「修繕」とは、建物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した品質若しくは機能を要求水準書に記載された状態まで回復させることをいう。但し、大規模修繕を除く。
- (20)「事業年度」とは、運営期間中の各暦年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
- (21)「本件土地」とは、本契約を履行する土地をいう。
- (22)「設計図書」とは、本契約に従い乙が作成する設計図等の図書（配置図、平面図、立面図、断面図、設備計画図、構造図、透視図、工事内訳書等）をいう。
- (23)「大規模修繕」とは、建築物の躯体内外部仕上げについては建物の一側面、連続する一面全体又は前面に対して行う修繕を、設備機器については機器システムの更新をいう。詳細については「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。
- (24)「引渡日」とは、乙が甲に対して本件施設を引渡し、その所有権を移転した日をいう。

- (25)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他自然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他の人為的な現象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (26)「本件工事」とは、本件提案書及び要求水準書に従った本件施設の施工及びその関連業務並びに開場に必要の準備業務をいう。
- (27)「本事業」とは、本件施設の整備、運営及び維持管理に係る業務をいう。
- (28)「本件施設」とは、本契約及び本件提案書に基づき乙が整備する火葬場、葬祭場及びその附属施設をいう。
- (29)「本件提案書」とは、乙が本事業の募集手続きに際して提出した提案書をいう。
- (30)「本件募集要項」とは、本件事業に関し平成15年4月3日に公表された募集要項、本事業の募集手続きに対する質問及び回答並びに募集要項の添付書類（要求水準書、選定基準、様式集及び付属資料を含む。）をいう。
- (31)「要求水準書」とは、本件募集要項に添付された本事業に係る要求水準書をいう。

## 第2章 総則

(総則)

第2条 乙は、自らの責任及び費用において、本契約、本件募集要項及び本件提案書（以下まとめて「本契約等」という。）に従い、本事業を実施するものとする。

2 本契約等の内容に不一致、矛盾等がある場合には、本契約、本件募集要項、本件提案書の順にその解釈が優先するものとする。

(本件施設の設計、施工等)

第3条 乙は、本契約等に従い、本件施設の設計、施工、所有権の移転及びこれに関連する業務を行うものとする。

(本件施設の運営及び維持管理)

第4条 乙は、本契約等に従い、甲の委託を受けて、本件施設の運営及び維持管理業務を行うものとする。

(本件施設の安全管理)

第5条 引渡日までの本件土地及び本件施設の管理は、乙が責任をもって行うものとする。

(資金調達)

第6条 本事業に関する乙の資金調達は、すべて自らの責任において行うものとする。

2 乙は、本件事業に財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(許認可、届出等)

第7条 乙が本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可、届出等の手続きは、自らの責任において行うものとする。

2 乙は、前項の許認可、届出等の手続きを行うに際しては、甲に対して事前説明及び事後報告を行う。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、許認可、届出等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

4 乙は、甲が必要と認める場合は、許認可、届出等の手続きに必要な資料の提出等について協力するものとする。

(甲が行う備品の搬入等)

第8条 甲が、その所有する備品について、搬入又は設置作業を第三者に別途発注する場合、乙は、かかる備品の搬入又は設置作業について必要に応じて協力するものとする。

(本契約の変更)

第9条 甲又は乙が本契約の内容の変更を求める場合は、事前に相手方へ通知の上、甲乙協議を行うものとする。

### 第3章 設計及び施工

(総則)

第10条 乙は、本件施設を、本契約の定めに従って完成させ、平成17年8月1日に供用開始できるよう甲に引き渡すものとする。甲は、本件施設の引渡しを受けた場合、乙に対し、第49条に定める施設整備に係る対価を支払うものとする。

2 本件工事のために必要な一切の手段等については、関係諸法令及び越谷市開発指導要綱(平成 年 月 日告示第 号)に従い、乙がその責任において定める。

3 乙は、本件施設が長期にわたり使用されることに鑑み、造成工事、本件施設の基礎及び躯体の主要構造部の品質及び耐久性について十分留意するものとする。

(スケジュール)

第11条 乙は、本契約の締結後2週間以内に、本契約等に基づき、本件施設の開場までのスケジュールを記載した予定表を作成の上、甲に提出し、確認を受けるものとする。

乙は甲の確認を受けた予定表に従い本件工事を実施するものとする。

(本件土地の使用)



第12条 甲は、乙に対し本契約後、本件土地を無償で貸与するものとし、乙は、引渡日までの間、善良な管理者の注意義務を持って本件土地及び建設中の本件施設を管理するものとする。

(本件工事に伴う設計及び各種調査)

第13条 乙は、本契約等に基づき、本件工事に必要な設計を行うものとする。

2 乙は、本件工事に伴う設計のための測量及び地質調査を自らの責任及び費用により行うものとする。

3 乙は、本件工事に必要な家屋調査等を自らの責任及び費用により実施するものとする。

4 甲は、甲が提示する条件の不備、誤謬等から発生する合理的な追加費用を負担するものとする。なお、追加費用は、サービスの対価に算入されるものとし、甲と乙はこれについて必要な見直しを行うものとする。

(土地の瑕疵担保責任)

第14条 甲は、本件土地に関する瑕疵担保責任を負うものとする。なお、本件土地に瑕疵があるため本件工事ができないときは、甲乙協議の上、甲の費用負担において本件施設の配置等の変更を行うものとする。

2 本件施設が甲に引き渡された後に生じる地盤沈下によって必要となる本件施設の補修その他の取り扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

(本件施設の設計)

第15条 乙は、本契約の締結後速やかに、本契約等に従い本件施設の設計に着手するものとする。

2 乙は、本件施設の設計に関する一切の責任を負担するものとする。

3 乙は、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく建築確認申請書類等を作成し、建築確認申請を行うとともに、甲に対して事前説明及び事後報告を行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、本件施設の設計に関し、その他の法令に基づく許認可、届出等の必要が生じた場合、乙は、甲に対して事前説明及び事後報告を行い、許認可、届出等に関する打ち合わせ記録並びに申請結果を提出するものとする。

(本件施設の設計の第三者への委託)

第16条 乙は、本件施設の設計の全部又は一部を、本件提案書に従い構成企業に委託することができるものとする。

2 乙は、本件施設の設計を構成企業以外の第三者に委託する場合、委託開始の21日前までに甲に通知し、その承諾を得なければならない。なお、通知後14日以内に甲から特段の通知がない場合は、甲が承諾したものとみなす。

- 3 構成企業が乙又は他の構成企業から委託された本件施設の設計について構成企業以外の第三者に委託する場合、乙は委託開始の21日前までに甲に通知し、その承諾を得なければならない。なお、通知後14日以内に甲から特段の通知がない場合は、甲が承諾したものとみなす。乙から本件施設の設計を委託された構成企業以外の第三者が、当該業務の一部をさらに別の構成企業以外の第三者に委託する場合も同様とする。
- 4 本件施設の設計を構成企業又は構成企業以外の第三者へ委託する場合は、すべて乙の責任において行うものとし、構成企業及び構成企業以外の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (設計の確認)

- 第17条 乙は、設計図書を作成するにあたって、甲に対して月1回程度の状況報告を行うほか、設計内容について、市と定期的に打ち合せを行うものとし、打ち合わせの回数については、甲乙協議により定めるものとする。なお、乙は、設計終了後速やかに設計図書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項に従い設計図書が提出された場合、設計図書の内容が本契約等に整合しているかについて確認を行い、設計図書が提出された日から14日以内に乙にその結果を通知するものとする。
  - 3 甲は、前項の確認のため必要があるときは、設計図書の提出に追加して、説明又は資料の提出を乙に対して求めることができるものとし、乙はこれに誠実に対応するものとする。
  - 4 乙は、第2項の通知により、設計図書が本契約等に整合していないと指摘された場合には、速やかにこれの修正等を行い、再度、甲に提出するものとする。この場合前項の規定を準用する。
  - 5 第2項の通知内容について、疑義が生じた場合、技術的に対応できない場合等には、甲乙協議を行うものとする。
  - 6 前項の協議が整った場合及び第2項に基づき設計図書の内容が本契約等に整合していると通知された場合、乙は、設計図書に基づき本件工事を実施するものとする。
  - 7 第2項の確認及び通知、第5項の協議を理由として、甲は設計内容の全部又は一部について一切の責任を負担するものではない。
  - 8 乙が、設計図書を変更する場合は、甲の確認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、乙が甲に対して事前に通知を行えば足りるものとする。

#### (設計の変更)

- 第18条 甲は、必要があると認める場合で工期の変更を伴わないときは、本件提案書の内容を逸脱しない範囲で、書面により本件施設の設計の変更を乙に請求することができる。この場合、乙は、当該変更の可否を検討し、甲に対してかかる請求の日から14日

以内にその結果を通知するものとする。甲は、乙の検討結果を踏まえ、当該設計変更の要否を決定して乙に通知するものとし、乙は、甲の設計変更の通知に従うものとする。

- 2 前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、乙に追加的に生ずる費用の増減（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持、修繕及び更新に係る費用の増減並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。以下、本条において同じ。）の結果は、甲に帰属するものとし、別紙4のうちの「(1)サービスの対価1又は2」の変更により、サービスの対価に反映させるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本件施設の設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 乙が甲の事前の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合、変更により乙に追加的に生ずる費用の増減の結果は、乙に帰属するものとする。
- 5 甲が乙に対して工期の変更を伴う設計変更又は本件提案書の内容を逸脱する範囲の設計変更の提案を行った場合、甲及び乙は、その可否及び工期について協議するものとする。当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減の結果は、甲に帰属するものとし、別紙4のうちの「(1)サービスの対価1又は2」の変更により、サービスの対価に当該増減を反映させるものとする。

#### （サービスの対価の変更）

第19条 前条第5項の協議により、工期の変更を伴う設計変更又は本件提案書の内容を逸脱する範囲の設計変更が実施される場合で、乙の責めに帰することができない事由があると甲が判断したときは、乙に発生する追加費用又は損害につき、甲は、甲がやむを得ないと認める範囲で負担しなければならない。なお、追加費用又は損害相当額はサービスの対価に算入されるものとし、甲及び乙はこれについて必要な見直しを行うものとする。

#### （本件工事）

- 第20条 乙は、本件工事に際し、以下に定める書類（以下「施工計画書」という。）を、以下に定める方法で作成、整備する。
- 2 本件工事の着工までに、工事完了までのスケジュールを記載した全体工程表及び品質確保の方法を明記した計画書を作成し、甲に提出する。
  - 3 本件工事の工程を詳細に記載した月間工程表及び週間工程表を作成し、別途甲との協議により定める期限までに、甲に提出する。
  - 4 工事現場に常時、工事記録を整備する。

#### （保険）

第21条 乙は、本件施設の建設工事について、甲又は乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は乙を被保険者とする履行保証保険契約を第25条第1項に基づき本件工事を乙から請け負う者に締結させなければならない。

2 前項の履行保証保険の付保率は本件工事費の10パーセントとする。

3 乙は、本件工事の着工までに、第1項に規定する履行保証保険の保険証券の写しを甲に提出し、内容の確認を受けなければならない。

4 第1項の履行保証保険において、乙を被保険者とする場合には、乙の費用により、第52条第4項の違約金支払請求権を被担保債権として、保険金請求権について甲を質権者とする質権を設定するものとする。

(工事監理者)

第22条 乙は、工事監理者を設置し、甲に通知するものとする。

2 甲は、乙を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、乙は、工事監理者をして甲に報告を行わせるものとする。

3 乙は、工事監理者が毎月作成する月報及び監理報告書を甲に対して提出するものとする。

(工期の変更)

第23条 甲が工期の変更を請求したときは、当該変更の可否を甲乙協議の上、定めるものとする。その際、本件施設の引渡時期、開場予定日及び運営期間の変更の有無等についても協議するものとし、協議が整わない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙はこれに従うものとする。なお、工期の変更により本件工事費に変更が生じ得る場合は、サービスの対価に反映させるものとし、その詳細は甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙が、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できない場合で、工期の変更を請求したときは、変更の可否について甲乙協議の上、定めるものとし、協議が整わない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙はこれに従うものとする。なお、工期の変更により本件工事費に変更が生じ得る場合は、サービスの対価に反映させるものとし、その詳細は甲乙協議の上、定めるものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡しが引渡予定日より遅れた場合又は本件施設の開場が開場予定日より遅れた場合、甲は、その遅れた期間において乙が負担した合理的な増加費用に相当する額を乙に対して支払うものとする。

4 乙の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡しが引渡予定日より遅れた場合又は本件施設の開場が開場予定日より遅れた場合、乙は、本件工事費につき、遅延日数に応じて年10.75%の割合で計算した遅延損害金を甲に対して支払うものとする。

5 不可抗力により、本件施設の引渡しが引渡予定日より遅れた場合又は本件施設の開場が開場予定日より遅れた場合は、遅延により乙に生じた合理的な増加費用は甲が負

担することを原則とし、必要に応じてその負担方法等について協議することができるものとする。

(説明要求及び立会い)

第24条 甲は、第22条第3項の定めるところに従い、月報及び監理報告書の提出を乙から受けるものとする。

2 甲は、必要と認めるときは現地調査を行い、乙に説明を求めることができる。乙は、甲の説明要求について誠実に対応するものとする。

3 前項の規定に基づく説明の結果、施工内容が本契約等及び設計図書の内容と異なることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、乙は、是正内容が合理的でないと判断する場合、これについて意見を述べるることができるものとする。

4 乙は、建設期間中において、乙が行う本件施設の検査若しくは試験について、事前に甲に対して通知するものとし、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。なお、乙が甲に対して通知すべき検査若しくは試験の範囲は、あらかじめ甲乙協議の上、定めるものとする。

5 甲は、建設期間中、事前の通知なしに本件工事に立ち会うことができる。

6 甲は、説明要求又は立会いを理由として、本件工事の全部又は一部について一切の責任を負担するものではない。

(本件工事の第三者への請負)

第25条 乙は、本件工事の全部又は一部を本件提案書に従い構成企業に請け負わせることができる。

2 甲は、乙から施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。乙は、甲に報告した施工体制台帳又は施工体制にかかる事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲に変更を通知しなければならない。

3 構成企業による請負及びその他の下請人等の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、乙が本事業実施のために直接若しくは間接に起用した第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(工事の中止)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、工事の中止の内容を乙に通知し、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。甲は、本件工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期及び本件工事費を変更することができる。なお、乙が、工事の続行に備え、労働者及び建設機械器具の保持など工事の一時中止に伴う追加費用を必要としたときは、工事中止が乙の責めに帰すべき場合を除き、甲はその必要な合理的費用を負担するものとする。

2 前項の規定は、甲の責めに帰すべき事由により工事が中止された場合の甲に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、工期の変更による追加費用等の取り扱いは第23条第3項又は同条第5項の例によるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 乙の責めに帰すべき事由により本件工事に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は、損害を賠償しなければならない。なお、本件工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼした場合も同様とする。

(本件工事に伴う近隣対策等)

第28条 乙は、自らの責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵、交通渋滞、振動等の近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、必要に応じ対策を講じるものとする。なお、乙は、甲に当該調査の内容について事前に通知し、調査の結果及び対策について報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本件事業の実施そのものに反対することを目的とするクレーム等については、甲が、その責任においてこれに対処するものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、損害の状況を速やかに確認しなければならない。乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合を除く損害の負担割合は、別紙3のとおりとする。

3 甲が、前項に規定する損害を負担する場合は、損害相当金額がサービスの対価に算入されるものとし、甲と乙は、これについて必要な見直しを行うものとする。

(完成検査及び引渡検査)

第30条 乙は、自らの責任及び費用において本件施設完成の検査(以下「完成検査」という。)を行うものとし、完成検査の7日前までに、甲にその旨を通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する完成検査に立ち会うことができる。ただし、甲は完成検査への立会いを理由として、一切の責任を負担するものではない。

3 前項に規定する立会いの有無を問わず甲は、乙に対し、完成検査の結果を書面等により報告するものとする。

4 甲は、前項に規定する報告書を受領した日から14日以内に、別紙1の内容の本件施設の引渡検査を実施するものとする。本件施設が本契約等並びに設計図書に従った水準

及び仕様を満足しているものと確認された場合、速やかに完成検査確認書を乙に交付するものとする。

- 5 前項に規定する引渡検査の結果、本件工事の状況が本契約等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 6 乙は、前項の規定に基づく是正が完成したときは、速やかに甲に報告するものとし、甲は、報告を受けた日から14日以内に確認検査（以下「再検査」という。）を実施するものとする。なお、再検査が前項に規定する結果と同様の場合は、前項及び本項に定めるところに準ずるものとする。
- 7 甲は、引渡検査又は再検査の結果、問題が無いと判断した場合は、速やかに検査確認済書を乙に通知するものとし、乙は、確認済書受領後、開場予定日までに本件施設を甲に引き渡すものとする。なお、引渡日までの維持管理費及び光熱水費は、乙の負担とする。
- 8 乙は、平成17年6月30日までに甲から検査確認済書の交付を受けなければならない。

（本件施設の運営及び維持管理体制の確認）

- 第31条 乙は、開場予定日に先立ち本件施設の運営及び維持管理に必要な人材を必要確保し、かつ、本件施設の運営及び維持管理に必要な研修を行わなければならない。
- 2 乙は、本件施設の開場予定日の3か月前までに運営維持管理長期計画書及び平成17年度の運営維持管理年間計画書を甲に提出し、その確認を受けるものとする。なお、運営維持管理計画を変更した場合については、速やかに変更後の運営維持管理計画書を甲に提出して、その確認を受けるものとする。
  - 3 乙は、本契約等及び運営維持管理計画書に従い、本件施設の運営及び維持管理が開始可能となった時点において、甲に対して、その旨を通知するものとする。
  - 4 甲は、前項に規定する通知を受けた場合、本件施設の運営及び維持管理体制を確認するため、乙に対して、本件施設の設備等の試稼動、運営のリハーサル等（火葬炉の試稼動を除く）を求めることができる。なお、確認の結果、本件施設の運営及び維持管理体制が本契約等の条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。
  - 5 乙は、第4項の確認を開場予定日までに受けなければならない。
  - 6 前項に規定する本件施設の設備等の試稼動、運営のリハーサル等は、乙の責任及び費用により行うものとする。

（引渡し後の排ガス等検査）

- 第32条 乙は、供用開始後、甲が指定する期間内（以下「稼動初期」という。）において、火葬炉の全排気系列について、自らの責任及び費用により、別紙2「1排ガス等検査に

係る計測項目」(但し別紙2第1項の騒音及び振動に関するものを除く。)に示す計測管理を実施するものとし、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(異常時の対応)

第33条 甲と乙は、排ガス等検査の基準について、別紙2記載の監視強化基準と停止基準を設定するものとする。排ガス等検査の結果が監視強化基準を上回る場合は、前条の検査の頻度を増加させる等の監視の強化を行うものとする。排ガス等検査の結果が停止基準を上回る場合は、関連する火葬炉の運営を停止しなければならない。停止時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 排ガス等検査の結果が監視強化基準を上回り、甲による監視が強化された場合、甲と乙は、以下の手順により平常通りの運転状態への復帰を図るものとする。ただし、監視強化基準を上回る程度が軽微であり、その原因が明らかであって、改善策が容易である場合は、これを省略することができる。

監視強化基準を逸脱した原因と責任の究明

追加計測結果等を踏まえた改善計画の提案及び承諾

火葬炉の改善作業への着手

改善作業の完了及び確認

運転の再開

運転データの確認

監視強化状態から平常運転状態への復帰

3 甲は、前項による改善計画の承諾及び火葬炉の改善作業の完了確認に際し、専門的な有識者等に助言を求めることができる。

4 排ガス等検査の結果が停止基準を上回り火葬炉が停止された場合、甲と乙は、以下の手順により復旧に努めるものとする。

停止基準に至った原因と責任の究明

停止方法及び停止時期の協議

全排気系列又は一部排気系列の停止

復旧計画の提案及び承諾

改善作業への着手

改善作業の完了及び確認

火葬炉の運転再開

運転データの確認

5 甲は、前項による復旧計画の承諾及び改善作業の完了確認に際し、専門的な有識者等に助言を求めることができる。

6 甲は、排ガス等検査の結果により、本件施設の火葬炉の性能が本件募集要項で要求する水準に達することが確認されるまで、乙に対するサービスの対価の支払いを停止することができる。



7 前項に基づく支払いの停止後、火葬炉の改善が行われ、火葬炉の性能が本件募集要項の要求する水準に達することが確認されたときは、甲は、当該確認がなされた日の属する四半期のサービスの対価の支払い期日に、停止していたサービスの対価の支払いを行うものとする。

(異常時に生じる費用の負担)

第34条 排ガス等検査の結果が、監視強化基準又は停止基準を上回ることにより、その原因の究明及び施設の改善作業において費用が発生した場合、当該費用は乙が全て負担するものとする。

(瑕疵担保)

第35条 甲は、本件施設に隠れたる瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、本件施設の引渡しの際に、瑕疵があることを知ったときは、前項の規定に関わらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。

3 前項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意、重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。

4 甲は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 乙は、請負人から別紙8の様式による保証書を作成させ、これを甲に提出することにより、請負人をして、甲に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるものとする。

(本件施設の開場日)

第36条 乙は、本件施設の引渡日の翌日から平成38年3月31日までの期間、本件施設の維持管理業務を行うものとする。

2 乙は、開場日から平成38年3月31日までの期間、本件施設の運営業務を行うものとする。

(所有権の取得)

第37条 甲は、第30条の規定による本件施設の引渡しと同時に、本件施設の所有権を取得するものとし、乙は、本件施設について、担保物権、制限物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転するものとする。

## 第4章 運営及び維持管理

(総則)

第38条 乙は、開場準備期間中及び運営期間中、本契約等の規定並びに運営維持管理計画に従って、自らの責任及び費用において、運営及び維持管理業務を行うものとする。

2 前項の規定に基づく運営及び維持管理に要する費用につき、甲は、乙に対し、第50条に定める運営及び維持管理に係る対価を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により運営及び維持管理に要する費用が増加する場合、甲は、これらに要した費用を負担するものとする。

(運営及び維持管理の第三者への委託)

第39条 乙は、運営及び維持管理業務の全部又は一部を、本件提案書に従い構成企業に委託することができる。

2 乙は、運営及び維持管理業務の一部を構成企業以外の第三者に委託する場合、委託する業務の開始21日前までに甲に通知し、その承諾を得なければならない。なお、かかる通知後14日以内に甲から特段の通知がない場合は、甲が承諾したものとみなす。

3 構成企業が乙又は他の構成企業から委託された運営及び維持管理業務について、構成企業以外の第三者に委託する場合、乙は、委託する業務の開始21日前までに甲に通知し、その承諾を得なければならない。乙から当該業務を委託された構成企業以外の第三者が、当該業務の一部をさらに別の構成企業以外の会社に委託する場合も同様とする。

4 運営及び維持管理業務を構成企業及び構成企業以外の第三者への委託する場合は、すべて乙の責任において行うものとし、構成企業、構成企業以外の第三者及びその他乙が本事業実施のために直接若しくは間接に起用した第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(運営維持管理年間計画書の作成)

第40条 乙は、第31条2項により提出する平成17年度の運営維持管理年間計画書を除き、各事業年度の開始の1か月前までに当該年度の運営維持管理年間計画書を作成し、その内容が本契約等に整合しているかについて、甲の確認を受けるものとする。なお、運営維持管理年間計画を変更する場合には、速やかに運営維持管理年間計画書を変更し、甲に提出し、確認を受けるものとする。

- 2 運営維持管理年間計画書には、当該年度の休業日、施設の定期点検、修繕、運営維持管理体制その他の運営及び維持管理上の主要事項等を記載するものとし、記載項目の詳細については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 3 甲は、運営維持管理年間計画書の提出を受けた場合、当該計画書の内容が本契約等に整合しているかについて確認を行い、計画書が提出された日から14日以内に乙にその結果を通知するものとする。
- 4 甲は、前項の確認のため必要があるときは、運営維持管理年間計画書の提出に追加して、説明、資料等の提出を乙に対して求めることができるものとし、乙はこれに誠実に対応するものとする。
- 5 乙は、第3項の通知で本契約等に整合していないと指摘された場合は、速やかに運営維持管理年間計画を変更するとともに、変更した運営維持管理年間計画書を再度甲に提出するものとする。この場合については、前項を準用する。
- 6 第3項の通知内容に疑義が生じた場合又は技術的に対応できない場合は、運営維持管理年間計画の内容の変更について、甲乙協議を行うものとする。
- 7 甲は、第3項の確認及び通知又は第6項の協議を理由として、運営及び維持管理の内容の全部又は一部について一切の責任を負担するものではない。

#### (モニタリング)

- 第41条 甲は、乙が実施する運営及び維持管理業務の水準を確保するため、別紙5に規定するモニタリングを行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 2 乙は、運営期間中の休館日、施設の定期点検、修繕その他の運営及び維持管理上の主要事項等、甲が必要と認める情報について、甲に対して報告するものとする。

#### (排ガス等検査)

- 第42条 乙は、第32条に定める稼動初期以降(以下「安定稼動期」という。)において、甲が指定する一排気系列について、自らの責任と費用により別紙2に示す計測管理を実施し、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

#### (異常値の対応)

- 第43条 前条による検査の結果については、第33条の規定を準用するものとする。

#### (施設の修繕)

- 第44条 乙は、運営維持管理年間計画書に基づき、本件施設の修繕を実施するものとする。
- 2 乙は、運営維持管理年間計画書に記載のない修繕で本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に甲に対してその内容及びその他必要な事項を通知し、事前の承諾を得るものとする。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合は、乙は、甲の事前の承諾なく必要な処置を行うことができる。

- 3 乙は、前項に規定する処置後、修繕内容等必要な事項を速やかに甲に報告するものとする。
- 4 乙が本件施設の修繕を行った場合、必要に応じて当該修繕又は前項の処置を完成図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出しなければならない。なお、工事を伴う修繕の実施手順、検査の方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 大規模修繕の必要が発生した場合は、甲乙協議の上、甲が実施するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第45条 運営及び維持管理業務により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については甲が賠償するものとする。
- 2 運営及び維持管理業務に伴う、通常避けることができない騒音、臭気、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(乙の責任)

- 第46条 乙は、本契約に特段の定めがある場合及び甲の責めに帰すべき場合を除き、運営及び維持管理業務に関連した事項に関する一切の責任を負い、乙が実施する運営及び維持管理業務に関連して乙又は第三者に発生した損害等について、甲に対して、名目の如何を問わずいかなる金銭支払請求権も有しないものとする。なお、不可抗力により発生した損害等については、第56条の規定に従うものとする。

(保険)

- 第47条 乙は、乙又は第39条の規定により運営及び維持管理業務を委託した構成員若しくは第三者をして、開場準備期間中及び運営期間中、運営及び維持管理業務上で発生する恐れがある賠償責任について、予想される損失発生額を付保金額とする損害賠償責任保険に加入し又は加入させるものとする。
- 2 乙は、乙若しくは本件施設の経常的な維持管理に係る再委託先企業又は下請企業をして、当該再委託先企業の年間受託金額の100分の10以上の填補限度額の履行保証保険(被保険者は乙とする。)を事業年度毎に付保せしめるものとする。
  - 3 乙は、第1項により加入し又は加入させた損害賠償責任保険及び前項により付保せしめた履行保証保険について、該当する事業年度の開始日(但し、平成17年度については開場予定日)までに、その保険証書の原本又は写しを甲に対し提出するものとする。
  - 4 甲は、乙が本件施設の運営及び維持管理に係る債務の履行を担保するために、前項の履行保証保険の保険金支払請求権に、乙の費用で第52条第5項の違約金支払債権を被担保債権とする質権を設定させるものとする。

5 乙は、本件施設の経常的な維持管理に係る再委託を行わない場合、再委託が終了した場合又は第1項若しくは第2項に定める付保がなされなかった場合は、甲に対して負う本件施設の維持管理に係る債務の履行を担保するため、甲と協議の上、第1項及び第2項に定めるところと同等以上の担保を設定しなければならない。

(本件施設の運営に関する内容の変更)

第48条 甲及び乙は、双方が合意することにより、本件施設の運営及び維持管理に関して、本契約等を変更することができる。変更内容及びこれに伴う運営及び維持管理に要する費用に係るサービスの対価については、甲乙協議の上、定めるものとする。

## 第5章 サービス提供に対する対価の支払い

(施設整備に係る対価の支払い)

第49条 甲は、本件施設の設計、施工及び所有権の移転に係るサービスの提供に対する対価を、別紙4の算定方法に従い、平成 年 月 日を第1回とする10月、1月、4月、7月、の25日を支払日とする年4回払いによる8回払いによって支払うものとする。なお、支払日が銀行の休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日を支払日とする。

(運営及び維持管理に係る対価の支払い)

第50条 甲は、運営及び維持管理に係るサービスの提供に対する対価を、別紙4の算出方法に従い、前条の支払と同時に乙に支払うものとする。前条に規定する費用並びに運営及び維持管理に要する費用に係るサービスの対価は一体不可分のものとして、甲の承諾を得て処分し、又は金融機関等へ担保提供することができる。

2 乙は、甲に対して毎月業務終了後7日以内に当該月の業務報告書を提出するものとし、甲は、業務報告書の提出を受けた後、第41条に規定するモニタリングを行う。なお、業務報告書には、報告対象月の運営及び維持管理業務の実施状況その他甲が定める事項を記載するものとする。

3 甲は、第41条に規定するモニタリングの結果、本契約等の内容を満たしていることを確認した上で、運営及び維持管理に要する費用の支払を行うものとする。

## 第6章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第51条 本契約は、契約の締結の日から効力を生じ、平成38年3月31日をもって終了するものとする。

(乙の責めによる本契約の終了)

第52条 本件施設の引渡日以前において次に掲げる事由に該当する場合、甲は、乙との間で締結する一切の契約について、乙に対して書面により通知した上で本契約を終了させることができるものとする。

(1) 本件工事に着手すべき期日を過ぎても着手せず、相当の期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的説明がないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により平成17年6月30日までに本件施設が完成しないとき又は平成17年6月30日までに工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 本件施設の引渡日後において次に掲げる事由に該当する場合、甲は、乙との間で締結する一切の契約について、乙に対して書面により相当期間を定めて通知した上、期間中に瑕疵が治癒されない場合は、本契約を書面による通知により終了させることができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、甲の勧告にもかかわらず、乙が本契約等に従った運営及び維持管理業務を行わないとき。ただし、支払いの減額、支払停止及び契約の終了に関する手続きは、別紙5の定めるところに従う。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能となったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が本契約の重大な条項に違反したとき。

3 甲は、次に掲げる場合、乙に対して書面により通知した上で、本契約を終了させることができるものとする。

(1) 乙が本事業を任意に放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) 乙が破産、会社更生、会社整理、特別清算及び民事再生その他類似の倒産手続により乙の取締役会でその申立を決議したとき又はその申立がなされたとき。

(3) 乙が地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

4 本件施設の甲への引渡し前に第1項又は前項により本契約が終了した場合、乙は、甲に対して、設計及び施工に要する費用に相当する額の10%に相当する額を違約金として支払い、本件土地を原状に回復し、かつ、甲が終了により被った損害のうち違約金を超えるものを賠償する。ただし、本件施設について出来形部分が存在し、甲が終了の後に当該出来形部分を利用する場合には、甲は当該出来形部分を確認の上、これを買受けるものとし、当該出来形部分の買受代金と上記違約金及び損害賠償金の対当額を相殺により決済することができる。

5 本件施設の甲への引渡し後に第2項又は第3項により本契約が終了した場合、甲は、本件施設の所有権を保持するものとする。乙は違約金として、終了の日が属する年度のサービスの対価の総額の25%を甲に対して支払うものとする。なお、甲は乙に対し、

契約終了時点における施設整備に係る対価の残額及びこれに対する利息について、第49条に定められた支払期日において、別紙4により算定された金額を支払うものとする。

(甲の責めによる本契約の終了)

第53条 甲が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じて年10.75%の割合で計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

2 本件施設の引渡し前に乙により本契約が終了された場合で、本件施設について出来形部分が存在し、甲が終了の後に当該出来形部分を利用する場合は、甲は当該出来形部分を確認の上、これを買受けるものとする。

3 第1項の場合において、甲が乙からの催告を受けた後6か月を経ても支払を行わない場合、乙は甲に通知して本契約を終了することができる。この場合、本件工事費の支払については、甲は本件施設の所有権を保持した上で、契約終了時点における施設整備に係る対価の残額及び利息について、第49条に定められた支払期日において、別紙4により算定された金額を支払うものとする。なお、その支払は、乙の指定する口座に当初に定めた期間に従い行うことができるものとする。ただし、本項の規定は乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(本契約終了に際しての処置)

第54条 乙は、本契約が終了した場合において、本件土地又は本件施設内に乙の為設けられた控室等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(構成企業以外の会社等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき甲の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく当該物件の処置につき、相当期間甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件土地について修復若しくは片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

3 乙は、この契約が終了する場合、甲又は甲の指示する者に対し、本件施設について必要な引継ぎを行わなければならない。また、乙は本件施設の運営及び維持管理に必要な又は有益な一切の資料、書類、図面、マニュアル等を甲に引き渡すものとする。

4 乙は、事由の如何を問わず、この契約が終了した場合は、第3項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日以内に最終支払対象期間の業務報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

5 乙の運営及び維持管理業務の実施期間が3か月に満たない場合は、日割りした金額を支払うものとする。

## 第7章 法令変更及び不可抗力

### (法令変更)

第55条 本契約の締結日後において、法令が変更されたことにより、本件施設が本契約に従い施工若しくは運営できなくなった場合又は法令の遵守のために追加費用が生じた場合、乙は、甲に対して当該法令変更の詳細を報告し、甲との間で速やかにこれに対応するための設計上の変更、工期日程の変更を含む本契約等の変更及び追加費用の負担について協議を行うものとする。なお、法令変更から180日以内に契約の変更等及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、甲又は乙は、本契約を終了させることができる。

2 本件施設の甲への引渡し前に前項により本契約が終了された場合で、本件施設について出来形部分が存在する場合は、甲は当該出来形部分を確認の上、これを一括又は分割払いで買い受けるものとする。

3 本件施設の甲への引渡し後に第1項により本契約が終了された場合、甲は、本件施設の所有権を保持した上で、契約終了時点における本件工事費の残額及びこれに対する支払利息について、第49条に定められた支払期日において、別紙4により算定された金額を支払うものとする。また、甲は、乙が本契約の終了により支出又は負担した費用のうち、やむを得ないものについて補償する。

### (不可抗力)

第56条 甲及び乙は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったときは、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 本契約後、不可抗力により本契約の全部又は一部が履行不能となった場合又は本件施設への重大な損害が発生した場合、甲及び乙は、不可抗力発生後の支払、本契約の条件変更、追加費用の負担方法等について協議を行うものとする。なお、不可抗力の発生後180日以内に契約の変更等及び追加費用の負担方法についての合意が成立しない場合は、甲又は乙は本契約を終了させることができる。

3 本件施設の甲への引渡し前に前項により本契約が終了された場合で、本件施設について出来形部分が存在する場合は、甲は、当該出来形部分を確認の上、これを一括又は分割払いで買い受けるものとする。

4 本件施設の甲への引渡し後、不可抗力が原因で、乙が運営及び維持管理業務の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が履行を免れることにより負担することを免れた費用をサービスの対価から控除することができる。



- 5 本件施設の甲への引渡し後に第2項により本契約が終了された場合、甲は、本件施設の所有権を保持した上で、契約終了時点における本件工事費の残額及びこれに対する支払利息について、第49条に定められた支払期日において、別紙4により算定された金額を支払うものとする。また、甲は、乙が本契約の終了により負担又は支出した費用のうちやむを得ないものについて補償する。

## 第8章 保険

### (保険加入義務)

- 第57条 本件施設の建設工事に関し、乙は、第25条第1項に従い本件工事を請け負う者に対し、建設中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する第三者賠償責任保険に加入するよう義務付けなければならない。
- 2 乙は、本事業の安定のため、別紙9に示された内容の施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入しなければならない。但し、第39条第1項又は第2項に従い乙から本件施設の運営及び維持管理業務を一括して委託されたものが同様の保険に加入した場合は、この限りでない。
- 3 乙又は第三者が第1項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。

## 第9章 租税

### (租税)

- 第58条 本契約及びこれに関連して生じる租税は、本契約に規定のあるものを除き、すべて乙の負担とする。甲は、乙に対して本契約等に定められたサービスの対価及びこれに適用される消費税を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しないものとする。

## 第10章 その他

### (契約上の地位の譲渡)

- 第59条 乙は、甲の事前の承認なしに本契約上の地位及び権利義務を譲渡又は担保提供その他の処分をしてはならない。

### (乙の兼業禁止)

- 第60条 乙は、本契約による事業以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権等)

第61条 本件施設の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、乙は、甲に対し、次の各号に掲げる本件施設の利用を承諾する。

(1) 本件施設を写真、模画、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件施設を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

2 乙は、甲に対し、本件施設の内容を自由に公表することを承諾する。

3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 本件施設の内容を公表すること。

(2) 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第62条 乙は、本件施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する乙の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第63条 乙は、本件施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、本契約に基づき甲に提出した書類、資料、図面等を、甲が本件施設の運営及び維持管理のために自由に使用することを認める。

4 乙は、前項による甲の書類等の使用が第三者の著作権又は著作者人格権を侵害しないことを保証する。

(工業所有権)

第64条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(出資者による保証)

第65条 乙は、出資者による別紙6に記載する内容を有する保証書を取得し、その写しを本契約締結までに甲に対して提出しなければならない。

(銀行団との協議)

第66条 甲は、必要があると認める場合は、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し、また、契約を終了させる際の銀行団への事前通知及び協議に関する事項につき協議し、協定書を作成するものとする。

(乙に対する制約)

第67条 乙は、事業期間中、甲の事前の承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行せず、また、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に対して与えないものとする。

2 乙は、他の法人と合併してはならない。

(財務書類の提出)

第68条 乙は、本件施設の甲への引渡日から事業期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日から3か月以内に、公認会計士の監査済財務書類を甲に提出し、監査報告を行うものとする。なお、甲は、当該監査報告の概要を公開することができる。

(協議)

第69条 本契約における両当事者による協議を行う場合、甲及び乙は、速やかに協議に応じなければならない。

(秘密保持)

第70条 甲及び乙は、互いに相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲又は乙が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

2 甲及び乙は、本件施設の利用者の個人情報等を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(準拠法)

第71条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第72条 本契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(雑則)

第73条 本契約並びにこれに基づき締結される合意に定める請求、通知、報告、申出、承認及び契約終了告知は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して用いる計量単位は、本契約等に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

（定めのない事項）

第74条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

## 別紙 1 引渡検査

### 1 提出図書

引渡図書

### 2 引渡図書との確認

引渡図書との整合の確認

### 3 その他官公署関係への提出書類等の確認（書類確認）

その他官公署関係への提出書類等との整合の確認

### 4 品質の検査（基準）

「要求水準書」記載の業務及びその他のそれに付随する業務のために継続して使用することが可能な状態にして、甲に対して「本件施設」を譲渡する。

（１）建物の主要構造部などに、破損がなく良好な状態であること。

（２）内外の仕上げや設備機器などに、汚損や破損がなく良好な状態であること。

（３）主要な設備機器などが、設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、温湿度、強度など計測可能なもの）を満たしていること及び別紙 2 の騒音及び振動の計測項目が関連法令に定められる基準を満たしていること。

### 5 品質の検査（方法）

建築（総合）、建築（構造）、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備等について、次の検査を行う。

（１）内外の外観上の検査（主として目視による検査）

ア 使用材料の形状、形態等

イ 浸水、漏水、防水、止水等

ウ 汚染、発錆、破損、亀裂等

エ その他

（２）内外の機能上の検査（作動状態の検査を含む。）

ア 異常な振動、音、熱伝導等の検査

イ 窓の開閉、シャッターの開閉、照明器具等の検査

ウ 各種設備機器の運転等、可動部分、作動部分の検査

エ その他

( 3 ) 内外の性能上の検査 ( 簡易な計測検査を含む。 )

ア 室内環境、水質環境等

イ その他

これら「本件施設」の完成検査の実施要領の詳細については、甲乙の協議の上、詳細を決定するものとする。

## 別紙2 排ガス等の検査に係る計測項目等

### 1 排ガス等検査に係る計測項目

区分	計測地点	項目	頻度		
			稼動初期	安定稼動期	
排ガス等	排ガス	排気筒出口	酸素、一酸化炭素	連続	連続
			二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん、硫酸酸化物、塩化水素、ダイオキシン類	全排気系列について、1回/年	市が指定した排気系列について、1回/年
	騒音	敷地境界	L50、L5、L95	1回/年	-
	振動	敷地境界	L50、L10、L90	1回/年	-
	悪臭	敷地境界	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トルメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ホルムアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソヘキシルアルデヒド、イソオクタール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	1回/年	別途協議する

## 2 排ガス中の物質濃度

区分	物質	監視強化基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	一酸化炭素【ppm】	-		30 (平均)	連続計測の1時間値又は1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ばいじん【g/Nm <sup>3</sup> 】	-	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、本件施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。以上の2回の計測結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物【ppm】	-		30 <sup>1)</sup>	
	塩化水素【ppm】	-		50	
	ダイオキシン類【ng-TEQ / Nm <sup>3</sup> 】	0.7 <sup>2)</sup>		1.0 <sup>2)</sup>	

1) 二酸化硫黄が30を上回った場合、硫黄酸化物が30を越えたと見なす。

2) O<sub>2</sub> = 12%換算値：排ガスの排出口において遵守すべき基準。



## 別紙 3 不可抗力及び法令変更による費用分担規定

### 1 不可抗力による費用分担規定

- ( 1 ) 本件施設の建設期間中に不可抗力による費用の増加が生じた場合は、工事費相当額の 100 分の 1 に至るまでの費用は乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。但し、第 57 条第 2 項に従い加入した保険の保険金で工事費相当額の 100 分の 1 を超える金額は、甲の負担額から控除するものとする。
- ( 2 ) 本件施設の運営期間中に不可抗力が生じた場合は、それぞれ、年間の運営及び維持管理費相当額の 100 分の 1 に至るまでの費用は乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。

### 2 法令変更による費用分担規定

- ( 1 ) 本件施設の設計及び施工に関して法令変更により費用負担の増加が発生した場合は、10 万円までの費用は乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。
- ( 2 ) 本件施設の運営及び維持管理に関して法令変更により費用負担の増加が発生した場合は、1 年度につき 10 万円までの費用は乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。

## 別紙 4 サービスの提供に対する対価の算出方法

### 1 支払額の算定方法

甲は、「サービスの対価」として、以下に示す額にその価格の100分の5に相当する額（消費税）を加算した額を乙に支払うものとする。

#### (1) サービスの対価 1

サービスの対価 1 は、施設整備に係る下記の費用を含むものとし、これを元金として、これに割賦金利を加えたものに相当する金額とする。

- ・乙の設立業務に要する費用
- ・各種申請業務、設置事前協議業務に要する費用
- ・斎場施設の基本設計、実施設計及びその関連業務に要する費用
- ・敷地整備（敷地造成、外溝工事、駐車場整備）及びその関連業務に要する費用
- ・施設整備（火葬場、葬祭場、建物設備、火葬炉）及びその関連業務に要する費用
- ・工事監理業務に要する費用
- ・建設期間中の資金調達等に要する費用
- ・その他開場までの業務に要する費用

各支払日における支払額は [ 提案額 ] 円とする。但し、第2項(1)に従い改定される。

#### (2) サービスの対価 2

サービスの対価 2 は、運営及び維持管理に係る下記の費用を含むものとする。

- ・乙の運営業務に要する費用
- ・利用者受付業務（予約受付、玄関）に要する費用
- ・告別業務に要する費用
- ・炉室業務（火葬炉運転）に要する費用
- ・炉前業務に要する費用
- ・収骨業務に要する費用
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務に要する費用
- ・葬祭場運営業務（受付、祭壇等の貸出管理、葬儀備品及び資材の管理）に要する費用
- ・料金徴収代行業務に要する費用
- ・その他事務支援業務に要する費用
- ・建物保守管理業務に要する費用
- ・建物設備保守管理業務に要する費用
- ・清掃業務に要する費用

- ・外溝維持管理業務に要する費用
- ・環境衛生管理業務に要する費用
- ・警備業務に要する費用
- ・火葬炉保守管理業務に要する費用

上記に示されていない費用の負担方法については、以下のとおりとする。

- ・光熱水費は、売店及び食堂部分を除き、原則として甲が負担する。
- ・売店及び食堂業務に要する費用は、光熱水費を含めて、乙が負担する。
- ・霊柩車運行業務に要する費用は、市が利用実績に応じて別途支払う。
- ・予約受付システムに係るネットワーク回線の使用料は、甲が負担する。

各支払日における支払額は [ 提案額 ] 円とする。但し、2(2)、3、45に従い改定されることがある。

## 2 支払方法

### (1) サービスの対価1

元利均等払とする。

割賦金利は、5年ごとの変動とし、金利水準は、全国銀行協会が公表する日本円TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) をベースとして、乙の提案に基づく基準金利 ([ ]) にスプレッド ([ ]%) を上乗せしたものとする。

割賦金利の基準日は、平成17年 月 日の2銀行営業日前を初回として、以後平成22年3月31日(同)、平成27年3月31日(同)、平成32年3月31日(同)のそれぞれ2銀行営業日前の日とする。

平成17年10月を初回として、以後平成38年4月まで、年4回(4月、7月、10月、1月)に分けて支払う。

### (2) サービスの対価2

乙は、平成17年10月を初回として、以後平成38年4月まで、年4回(4月、7月、10月、1月)各月10日までに前3か月分の業務報告書及び請求書を甲に提出する。

甲は、乙から請求書を受け取った後、業務の履行状況を確認の上、契約書に定める月に支払を行う。

各年度の支払額は、年間火葬取扱数にかかわらず固定とする。ただし、年間火葬取扱数が甲の想定を上回った場合、乙は火葬業務に要する費用について、積算根拠を明示することを前提に、甲に対して追加費用を請求できるものとする。追加費用は、当該事業年度の最後のサービスの対価の支払いに含めて支払う。

## 3 サービスの対価の増額措置

### サービスの対価2

甲は、甲が支払う光熱水費の支払い実績から算出される光熱水費原単位が、事業者が運営維持管理年間計画書に記載された光熱水費原単位より下回ったとき、その原単位の差から算出される甲の支払い減額分の50%相当額を乙に、支払うこととする。

#### 4 サービスの対価の減額措置

##### サービスの対価2

甲は、乙の運営及び維持管理業務のモニタリングを行い、以下の場合について、乙への運営維持管理費の支払いを減額できるものとする。具体的なモニタリング方法及び運営維持管理費の減額方法は、条件規定書の別紙5に示す通りとする。

- ・ 1日最大火葬取扱数に対応できない場合
- ・ 年間稼働日数が300日未満となった場合
- ・ 各業務の要求水準を満たしていない場合

甲は、甲が支払う光熱水費の支払い実績から算出される光熱水費原単位が、事業者が運営維持管理年間計画書に記載された光熱水費原単位より大きく上方に乖離した場合について、乙に対して業務改善勧告を行うことができる。

#### 5 サービスの対価の改訂

サービスの対価2は、毎年10月に物価変動を勘案して、翌事業年度の改定を行うことができる。

## 別紙 5 モニタリング方法

### 1 業務改善勧告

#### (1) 業務報告書の提出

乙が要求水準書に定められた各仕様を満たしているかについて甲が確認を行うため、乙は、甲に別紙 7 に定める業務報告書を月次で提出する。

#### (2) アンケート及びヒアリングの実施

甲は、本件施設で提供するサービスの評価について、利用者アンケート、葬祭業者や霊柩自動車運送業者等へのヒアリングを行うことができる。その結果、業務報告書の記載内容に疑義が生じた場合、乙と協議するものとする。

#### (3) 説明要求及び立ち会い

甲は、本件施設の運営及び維持管理業務について、運営期間中、乙に事前に通知した上で、乙に対して説明を求め、又は本件施設においてその運営及び維持管理業務の実施状況を立会いの上、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施につき甲に対して最大限の協力をを行うものとする。

#### (3) 光熱水費使用実績確認

甲は、本件施設の運営及び維持管理に係る光熱水費の使用実績について、乙が作成した運営維持管理計画書に記載された使用量又は原単位の内容と乖離がないか、確認を行うことができる。

#### (4) 業務改善勧告の実施

甲は、業務報告書の内容の確認、アンケート及びヒアリングの実施、説明要求及び立ち会い、光熱水費使用実績確認の結果により、本契約等の要求水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合又は乙が作成した運営維持管理計画書の内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、乙に対して業務改善勧告を行うことができる。

乙は、業務改善勧告を受けた場合、甲に対して一週間以内に業務改善計画書を提出し、速やかに改善を行うものとする。

#### (5) 業務改善勧告に対する異議申し立て

甲が行った業務改善勧告について、その内容が妥当でないと乙が判断した場合には、乙は甲に異議申し立てを行うことができる。

乙からの異議申し立てがあった場合、甲と乙は、業務改善勧告の内容について速やかに協議を行う。

## 2 モニタリング結果による運営及び維持管理に要する費用の減額等について

### (1) 支払の減額

甲が5の1(4)の業務改善勧告を行った場合は、業務改善勧告を行ってから改善が認められるまでの期間の運営及び維持管理に要する費用について、(2)に基づき、四半期毎に運営及び維持管理に要する費用の10%相当分を上限として、サービスの対価を減額することができる。

甲は に関わらず、運営計画に基づかない運営業務の中断、休館等が発生した場合は、当該事象が発生した期間について、日割で運営及び維持管理に要する費用を減額することができる。

### (2) 減額の算出

業務改善勧告を行った場合、以下のペナルティポイントを与える。

- A：本件施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して影響がない場合又はほとんどないと判断される場合(1ポイント)
- B：本件施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(3ポイント)
- C：本件施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して、著しい影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(5ポイント)
- D：本契約等を満たさない事項が発生したことにより、利用者に対し重大な危害を及ぼした場合(10ポイント)

ペナルティポイントが4半期毎に累計5ポイントを超える場合、四半期毎に、以下の算式で減額を算出し、運営及び維持管理に要する費用を減額する。

$$\text{減額分} = \text{運営及び維持管理に要する費用} \times 1 / 10 \times S / 10$$

S：半期のペナルティポイントの累計

ペナルティポイントが発生し、それに対する修復の努力が見られない場合は、にかかわらず、当該期間の運営及び維持管理に要する費用の20%相当分を上限として減額を行うことができるものとする。

業務改善勧告を行ったにもかかわらず、業務改善計画書が提出されない場合又は1か月以上改善が認められない場合、甲は改めて業務改善勧告を行う。

是正勧告された業務内容が業務改善報告書に従って改善されたと確認された場合には、翌四半期においてペナルティポイントを持ち越さない。

### (3) 異議申し立て

甲が行った業務改善勧告について、その内容が妥当でないと乙が判断した場合は、乙は甲に異議申し立てを行うことができる。

乙からの異議申し立てがあった場合、甲と乙は、業務改善勧告の内容について速やかに協議を行う。

業務改善勧告の内容について、乙が異議申し立てを行った場合には、甲乙の協議が終了するまでの間、支払の減額措置は猶予される。ただし、異議が申し立てられた場合は、甲乙の協議が終了するまでの間、当該減額の2倍の額(ただし、(1)、(2)及び(4)に規定された限度額の範囲内の額)について、支払いを留保する。

#### (4) 支払いの停止

当初の是正勧告後、同一の業務について是正勧告が3四半期継続した場合には、甲は改善勧告を行った月を含む3四半期以降の運営維持管理に要する費用の支払いを最大100%まで減額することができる。

なお、乙が甲に対して当該業務に関する業務改善計画を提出し、改善が行われたと認められた時点で、甲は支払いの停止を回復する。

#### (5) 事業の停止

本事業の実施により、利用者、近隣住民等に対し、著しい危害を及ぼした場合又は及ぼす可能性がある場合は、乙の業務の一部又は全部に対して、甲は業務の停止を命ずることができる。

著しい危害を及ぼす原因が甲の責めである場合を除き、甲は、停止期間中の乙の収入その他補填を行わない。

著しい危害を及ぼす原因が乙の責めである場合、(4)にかかわらず甲は停止期間中の日割の運営維持管理に要する費用を上限に、運営維持管理に要する費用を減額することができる。

著しい危害を及ぼす原因が不可抗力の場合、甲は停止期間中の日割の運営維持に要する費用について、停止により発生を免れた費用を減額することができる。

事業の停止以前に、要求水準を満たしていない場合については、是正勧告を行い、ペナルティポイントを付与する。

乙は、甲による業務の停止を命じられた場合は、速やかに停止を命じられた業務を停止するものとする。

甲は、業務の停止を命じる場合、その理由を明確にし、乙がその原因を解決した場合は、速やかに停止の命令を解除するものとする。

乙は、停止命令に異議がある場合、(3)の規定に準じる。

業務停止から1か月以上が経過しても業務停止に至った原因が解消されない場合又は解消させる蓋然性が低い場合、甲は本契約を解除できる。

## 別紙 6 出資者保証書

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

越谷市

越谷市長 宛

### 出資者保証書

越谷市及び 株式会社（以下「乙」という）間で、本日付で締結された仮称越谷広域斎場整備等事業に係る特定事業契約（以下「事業契約」という）に関して、出資者である A 株式会社、B 株式会社・・・（以下「当社ら」という）は、本日付をもって、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる語句は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 乙が、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 乙の本日時点における発行済株式総数は [ ] 株であり、うち [ ] 株を A 株式会社、[ ] 株を B 株式会社が、・・・、それぞれ保有していること。
- 3 乙が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する乙の株式を金融機関に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに貴市に対して提出すること。
- 4 乙の株式は、事業運営開始後 5 年間は譲渡できないものとする。ただし、事業運営開始後 5 年以内であっても、構成員として申請した者の合計持株の比率が 50% を超えることを条件とし、市の事前承諾を得た場合は譲渡できるものとする。事業運営開始後 5 年が経過したのち、市の事前承諾を得た場合は譲渡できるものとする。



## 別紙 7 業務報告書の概要

### 1 運営業務

- ・施設運営報告書

### 2 維持管理業務

- ・設備機器運転管理業務報告書
- ・清掃管理業務報告書
- ・保安業務報告書
- ・経常修繕業務報告書
- ・計画修繕業務報告書

注：具体的な様式は、選定された乙との協議により決定する。

## 別紙 8 保証書の様式

越谷市長

[                    ] 様

### 保 証 書

〔建設者〕(以下「保証人」という。)は、仮称越谷広域斎場整備等事業(以下「本件事業」という。)に関連して、選定事業者(以下「乙」という。)が越谷市(以下「甲」という。)との間で締結した平成 年 月 日付け事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、乙が甲に対して負担するこの保証書(以下「本保証」という。)の第1条の債務を乙と連帯して保証する。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約〔第 条第 項〕に基づく乙の甲に対する債務(以下「主債務」という。)を保証する。

(通知義務)

第2条 甲は、工期の変更、延長、工事の中止、その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、甲による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

第3条 甲は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、甲が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。甲及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく乙の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

( 終了及び解約 )

第 5 条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく乙の債務が終了し、又は消滅した場合、終了するものとする。

( 管轄裁判所 )

第 6 条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

( 準拠法 )

第 7 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が 2 部作成し、保証人はこれに署名し、1 部を甲に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人：

## 別紙 9 乙が運営期間中に付保する保険

乙は、運営期間中、次の保険を付保するものとする。保険契約は、1年ごとの更新でも認められることとする。

### 1 施設賠償責任保険

#### (1) 対象

本件施設内における本事業に伴う法律上の賠償責任

#### (2) 付保する期間

運営期間

#### (3) てん補限度額(補償額)

対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

対物: 1事故あたり1億円以上

#### (4) 免責金額

1,000円以下

#### (5) その他

甲を追加被保険者とする保険契約を締結すること。

保険料算出にあたって基礎とした数値(施設面積、施設入場者数など)を示すこと。

### 2 生産物賠償責任保険

#### (1) 対象

本件施設内における売店及び食堂業務に伴う法律上の賠償責任

#### (2) 付保する期間

運営期間

#### (3) てん補限度額(補償額)

対人: 1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上

対物: 1事故あたり1億円以上

#### (4) 免責金額

1,000円以下

#### (5) その他

甲を追加被保険者とする保険契約を締結すること。

保険料算出にあたって想定した売上高を示すこと。